主要記事の要旨

集団的自衛権の援用事例

下　中　菜都子
樋　山　千　冬

① 集団的自衛権は、1945年に国連憲章第51条において初めて規定されたことで知られる。

② 集団的自衛権の行使が国連安保理に報告された例として、(a) ソ連がハンガリーに派兵(1956年報告)、(b) 米国がレバノンに派兵(1958年報告)、(c) 英国がヨルダンに派兵(1958年報告)、(d) 英国が南アラビア連邦を支援(1964年報告)、(e) 米国、オーストラリア及びニュージーランドが南ヴェトナムを支援(1965年報告)、(f) ソ連がチェコスロヴァキアに派兵(1968年報告)、(g) ソ連がアフガニスタンに派兵(1980年報告)、(h) キューバがアンゴラを支援(1983年報告)、(i) リビアがチャドに派兵(1981年報告)、フランス及び米国がチャドを支援(1983年報告)、フランスがチャドを支援(1986年報告)、(j) 米国がホンジュラスを支援(1988年報告)、(k) 米国及び英国がペルシャ湾地域を支援(1990年報告)、(l) ロシアがタジキスタンを支援(1993年報告)、(m) ジンバブエ、アンゴラ及びナミビアがコンゴ民主共和国を支援(1998年報告)、(n) 英国、フランス、オーストラリア等が米国を支援(2001年報告)、(o) 米国等がイラクを支援、シリアで軍事行動(2014年報告)がある。

③ また、集団的自衛権との関係でしばしば言及される事例として、米国がエルサルバドル、ホンジュラス及びコスタリカを支援した例と、米国等がグレナダに派兵した例がある。

④ 各国が国連憲章第51条に基づき国連安保理において行った説明と、国際司法裁判所ニカラグア事件判決に示された要件とを比較すると、次のように言えよう。集団的自衛権は現在では慣習国際法上の権利でもあるとされ、その行使の要件は武力攻撃の存在と武力攻撃の犠牲国による個別的自衛権の行使、武力攻撃を受けた旨の犠牲国による宣言、犠牲国による要請であり、個別的自衛権と同様に必要性及び均衡性の要件に服する。安保理への報告は形式的要件ではあるが、報告の不存在は、当該国家が自衛権の行使として行動していないとの疑いを持たせうる。集団的自衛権の行使要件である「武力攻撃」は、必ずしも一国の正規軍による他国への攻撃に限られない。犠牲国の要請は、あらかじめ支援を約した集団防衛条約の締結は必要なく、武力攻撃が発生した後の正統政府による真正な要請で十分であるとされる。国連憲章第7章に基づく非軍事的強制措置(武力行使を伴わない集団安全保障の措置)の実施と集団的自衛権の行使は併存しうる。

集団的自衛権の援用事例

国立国会図書館　調査及び立法考査局
外交防衛課　　下中　菜都子
　　樋山　千冬

目　　次

はじめに
Ⅰ　集団的自衛権の行使が安保理に報告された例
Ⅱ　参考事例
Ⅲ　考察
　1　必要性及び均衡性の要件との関係
　2　武力攻撃の犠牲国と支援国の関係
　3　武力攻撃の存在や主体に係る論点
　4　国連の制度との関係
おわりに

はじめに

集団的自衛権は、1945年に国際連合憲章（以下「国連憲章」という）第51条において初めて規定されたことで知られる[1]。しかし、憲章上、加盟国が集団的自衛権を行使するにあたって安全保障理事会（以下「安保理」という）への報告を義務付けていることを除き、行使の具体的な要件は明記されていない。

集団的自衛権行使の要件についてメルクマールとなるのは、1986年のICJ（国際司法裁判所）によるニカラグア事件の本案判決である（以下特に断りのない限り、本案判決を「ニカラグア事件判決」という。第Ⅱ章第1項を参照）。当該判決においてICJは、個別的又は集団的自衛権が慣習国際法上の権利であるとした上で[2]、集団的自衛権の行使には、武力攻撃の犠牲国が武力攻撃を受けた旨宣言することと、当該国による支援要請が必要であると判示した[3]。ICJは当該判決において慣習国際法の存在を主に国際機構の文書に依拠したが[4]、一般的に慣習国際法の存在は、法的信念（opinio juris）が国家実行（主に国家機関による言動）に内在する場合に認められる[5]。集団的自衛権に関する各国の法的信念は、集団的自衛権を行使した国が安保理への報告において自らの行動についてどのように集団的自衛権による正当化を図ったか、その主張に対して他国が安保理の審議等の場においてどのような態度を示したか、というかたちで表れると考えられる。

そこで本稿では、まず、集団的自衛権に関する国家実行として、集団的自衛権を援用した国が安保理においてその行為をどのように説明したか、他国はどのように反応したかについて、事例ごとに事実関係の概要を加えて紹介する。次に、これらの国家実行と集団的自衛権に関する学説やニカラグア事件判決とを比較しつつ、集団的自衛権行使の要件を明らかにすることを目的とする。

Ⅰ　集団的自衛権の行使が安保理に報告された例

国連加盟国が安保理に対して集団的自衛権を行使したとして報告した例は実際に複数あるが、これらの事例における各国の主張について横断的に明らかにした資料はあまり見当たらない[6]。本章では、集団的自衛権の行使が安保理に報告された例として、クリスティーン・グレイ（Christine Gray）ケンブリッジ大学教授の挙げる14の事例に加え[7]、米国等によるイラク及びシリアにおける軍事行動（2014年報告）について、主に国連の年次報告（*Yearbook of the United*

※　本稿におけるインターネットの最終アクセス日は2015年2月16日である。

(1)　田岡良一『国際法上の自衛権　補訂版』勁草書房, 1985, p.252; 中谷和弘「集団的自衛権と国際法」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』東信堂, 2007, pp.35-36. 一般的には、国連憲章の起草過程において中南米諸国の要求で取り入れられたと解されている。このほか、集団的自衛権の先駆が戦間期に見出せるとの説もある。森肇志『自衛権の基層―国連憲章に至る歴史的展開―』東京大学出版会, 2009, pp.146-147.

(2)　Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua（Nicaragua v. United States of America）, Judgment（Merits）, *ICJ Reports 1986*, 1986.6.27, paras.193-194.

(3)　*ibid.*, para.199.

(4)　*ibid.*, para.193; 東泰介「ニカラグア事件」松井芳郎ほか編『判例国際法　第2版』東信堂, 2006, p.602.

(5)　柴田明穂「法源・慣習法」浅田正彦編著『国際法　第2版』東信堂, 2013, pp.42-43.

(6)　Stanimir A. Alexandrov, *Self-defense against the use of force in international law*, The Hague; London: Kluwer Law International, 1996; Avra Constantinou, *The right of self-defence under customary international law and article 51 of the United Nations Charter*, Brussels: Bruylant, ANT. N. Sakkoulas, 2000; Christine Gray, *International law and the use of force*, 3rd ed., New York: Oxford University Press, 2008; 松葉真美「集団的自衛権の法的性質とその発達―国際法上の議論―」『レファレンス』696号, 2009.1. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999625_po_069604.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

Nations）や文書に依拠して主な事実関係と各国の主張を紹介する。なお、集団的自衛権の行使として主張された行為を対象として、安保理や総会で決議が採択された場合には、当該決議の概要を付記した。

(a)　ソ連がハンガリーに派兵（1956 年報告）

1953 年、スターリン（Iosif Vissarionovich Stalin）の死をきっかけに、ハンガリーではナジ（Nagy Imre）を首相とする新政府によって、それまでの急激な社会主義改革が見直されつつあったが、この見直しに反発する党内勢力の妨害などにより、ナジは 1955 年 4 月に失脚した。1956 年 10 月 23 日、ナジの首相復帰と政治・社会体制の変革を求めるデモが発生し（いわゆるハンガリー動乱）、同日夜にはナジが首相に復帰した。翌 24 日、ハンガリーに駐留していたソ連軍が軍事介入を開始した。[8]

フランス、英国及び米国は、安保理への 1956 年 10 月 27 日付書簡において、ハンガリー内の外国軍が暴力的に同国民の権利を抑圧しているとして、ハンガリー情勢について安保理で審議するよう要請した[9]。ソ連は、翌 28 日の安保理において、この件について安保理で審議することはハンガリーへの内政干渉であるとした上で[10]、ワルシャワ条約[11]に則ってハンガリー国内に駐留しているソ連軍が、ハンガリー政府の要請[12]に応じ、同国軍と労働者を援助するために出動したと述べた[13]。

ソ連は、11 月 1 日から新たな部隊をハンガリーに送り込んだ[14]。ナジ首相は、国連事務総長への同日付電報において、ソ連軍の即時撤退を要求したこと、ハンガリーがワルシャワ条約から即座に脱退すると同時に中立を宣言したことを伝え、この中立を保持するために他の 4 大国に対して援助を要請した[15]。

11 月 4 日の安保理において、ソ連軍の即時撤退を求める決議がソ連の拒否権行使によって否決されると、同日、第二回緊急特別総会が開催された[16]。この総会においてソ連は、ワルシャワ条約に基づきハンガリーに駐留するソ連軍に対し、カーダール（Kádár János：元ナジ内閣閣僚）らが 11 月 1 日に樹立した正統政府から反革命運動を鎮圧するよう要請があったと述べた[17]。

---

(7)　Gray, *ibid.*, p.189, note.111. ただし、事例(i)に関する報告年として、グレイは 1981 年と 1986 年のみを挙げる。日本政府は、安保理に報告された集団的自衛権の行使が 14 事例あったとする。「福島みずほ参議院議員提出　集団的自衛権並びにその行使に関する質問主意書に関する答弁書」（平成 26 年 4 月 18 日内閣参質 186 第 67 号）これらの事例は、グレイの研究に挙げられたものと同じである。後掲注(187)を参照。

(8)　ジョゼフ・ロスチャイルド（羽場久浘子・水谷驍訳）『現代東欧史―多様性への回帰―』共同通信社, 1999, pp.234-241（原書名：Joseph Rothschild, *Return to diversity*, 2nd ed.）

(9)　*UNDoc*.S/3690

(10)　*UNDoc*.S/PV.746, para.141.

(11)　ワルシャワ条約（1955 年続結）第 5 条は、「締約国は、共同して定めた原則に基づいて行動する統一司令部を創設することに合意した。この司令部には、締約国間の協定によって締約国の軍隊の一部が配置される。（後略）」と規定する。また、同第 4 条は、「ヨーロッパにおける締約国の一又は二以上の国に対するいずれかの国もしくは国家群からの武力攻撃の場合には、各締約国は、国際連合憲章第 51 条に従い、個別の又は集団的自衛権の行使として、このような攻撃を受けた一又は二以上の国に対し、個別に、及び他の締約国との合意により、その必要と認めるすべての手段（武力の行使を含む。）により、即時の援助を与えなければならない。（後略）」と規定する。United Nations, *Treaty Series*, vol.219, I-2962; 外務省条約局『主要条約集　平成 3 年版』pp.1889-1899.

(12)　10 月 23 日、ナジの首相復帰直前に、ゲレー党第一書記がソ連に対して行ったという。リトヴァーン・ジェルジュ編（田代文雄訳）『1956 年のハンガリー革命―改革・蜂起・自由闘争・報復―』現代思潮新社, 2006, p.69（原書名：Litván György, *Az 1956-os magyar forradalom*, 1992.）

(13)　*UNDoc*.S/PV.746, para.156.

(14)　ロスチャイルド　前掲注(8), p.243.

(15)　*UNDoc*.A/3251

(16)　United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1956, p.69.

(17)　*UNDoc*.A/PV.564, paras.103-104.

同総会において、ハンガリー国民の権利を抑圧するソ連軍の使用を非難し、同軍の即時撤退を求める決議が採択された[18]。

(b) 米国がレバノンに派兵（1958年報告）

キリスト教徒で欧米寄りの政策を執るレバノンのシャムーン（Camille Nimer Chamoun）大統領は、エジプトのナセル（Gamal Abdel Nasser）大統領が主導するアラブ・ナショナリズムの脅威が迫る中、1957年3月、米国のアイゼンハワー・ドクトリン[19]を受け入れた。他方、当時レバノンでは、宗派別人口比による公的ポストの配分制度が白紙化されて政治的発言権を奪われているとするムスリムを中心に、シャムーン大統領に対する不満が高まっていた。各地でテロが発生する中、1958年2月にエジプトとシリアが統合し、UAR（アラブ連合共和国）を設立すると、ナセル支持のデモが頻繁に行われ、大規模な暴動に発展した。[20]

同年5月27日の安保理において、レバノンはUARから反政府活動の支援をはじめとする干渉を受けていると主張したが、UARはこれを否定した。翌月レバノンに派遣されたUNOGIL（国連監視団）は、外部からレバノンへの武器や武装集団の流入を裏付けることはできないと報告した[21]。

7月14日、イラク革命によって王制が倒れた直後、革命の余波が及ぶのを恐れたシャムーン大統領がアイゼンハワー・ドクトリンの発動を求めると、米国はレバノンに派兵した[22]。

1958年7月15日、安保理は、米国の要求に応じて緊急会合を開催した。同会合において、米国は、レバノンの要請に基づき、同国の一体性と独立を守るために派兵したと述べ、国連憲章が固有の権利とする、すべての国がその独立を守るために協働する権利に則って、米国は行動していると説明した[23]。レバノンは、UARからの武器や武装集団の流入によって自国の独立が脅かされる中、UNOGILが十分に機能せず、イラク革命によって脅威が一層急迫したため、安保理がより有効な措置を執るまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を認める国連憲章第51条に依拠することに決め、レバノン政府は友好国からの直接的な援助を要請したと述べた[24]。カナダ、中国、フランス及び英国は、米国の行動が国連憲章と確立された国際法に完全に則っていると表明した。他方、ソ連は、レバノンはUARの干渉によってではなく、米国の直接的軍事介入によって脅かされていると述べ、米国の行動は重大な国連憲章違反であ

---

⑱ *UNDoc*.A/RES/1004（ES-Ⅱ）

⑲ アイゼンハワー・ドクトリンとは、アイゼンハワー（Dwight David Eisenhower）大統領が1957年1月に宣言し、同年3月に議会が承認した原則である。この原則は、国際的共産主義によって支配される国から明白な武力侵攻（armed aggression）に脅かされている国が、その領土一体性と政治的独立を保障し保護するために米国の経済的・軍事的援助を要請することができるというものである。U.S. Department of State, Office of the Historian, “Milestones: 1953-1960: The Eisenhower Doctrine, 1957.” <https://history.state.gov/milestones/1953-1960/eisenhower-doctrine> なお、レバノンと米国は、1953年3月の時点で、国連憲章の原則と目的に沿って個別的及び集団的自衛の取極に有効に参加する国の能力を向上させる措置によって、レバノン政府は米国から受領した軍事装備や援助を利用することに同意するという交換公文を交わしていた。“Exchange of notes constituting an agreement between the United States of America and Lebanon relating to mutual defense assistance, Beirut, 6 and 23 March 1953,” United Nations, *Treaty Series*, vol.239, 3370.

⑳ ユージン・ローガン（白須英子訳）『アラブ500年史―オスマン帝国支配から「アラブ革命」まで―下』白水社, 2013, pp.57-61（原書名：Eugene Rogan, *The Arabs: A History*, 2011）; 堀口松城『レバノンの歴史―フェニキア人の時代からハリーリ暗殺まで―』明石書店, 2005, pp.100-102.

㉑ United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1958, pp.36-38.

㉒ ローガン　前掲注⑳, pp.65-66; 堀口　前掲注⑳, pp.103-104.

㉓ *UNDoc*.S/PV.827, paras.34, 44.

㉔ *ibid.*, paras.70-84.

るとした[25]（国連決議については次項（c）を参照）。

（c） 英国がヨルダンに派兵（1958 年報告）

ヨルダンでは、1956 年 11 月の選挙によってアラブ・ナショナリストが議会の多数派を占め、改革志向のナブルシー（Sulayman al-Nabulsi）が首相に就任した。しかし、君主制の存続を危ぶんだフセイン（Hussein bin Talal）国王はナブルシー首相を辞任させるとともに、1958 年 2 月、同じく王制を敷くイラクとともに AU（アラブ連合）を結成した。しかし、AU はヨルダン国内で不人気だっただけでなく、既に成立していた UAR との間の緊張を高めた[26]。同年 7 月 14 日、イラク革命で王制が打倒されると、英国はイラク革命の影響がヨルダンに及ぶのを防ぐため 17 日にヨルダンに派兵した。[27]

ヨルダンは、1958 年 7 月 17 日の安保理において、レバノン及びイラクと同様にヨルダンの独立と一体性が UAR によって脅かされていたので、英国及び米国に対して国連憲章第 51 条に則った援助を要請したとし、この要請に惜しみなく応じて、英国軍がヨルダン領域に来着してくれたと述べた[28]。英国は、ヨルダンの要請は正当化されるとし、国連憲章や確立された国際法は、自国が危機にあると判断した政府が、友好国の政府に対して軍事援助を要請することを禁止していないと述べた上で、ヨルダンの領土保全と政治的独立を守る目的で派兵したと説明した[29]。米国は、英国の行動を支持し、国連は間接侵略に直面していると述べた。一方、UAR は、ヨルダンの主張は英国軍による干渉の口実であるとした。ソ連は、ヨルダンは脅威にさらされておらず、英国軍の侵攻は英国と米国が中東の平和を愛する人民に対し共謀したものだと述べた[30]。

1958 年 8 月 7 日、安保理は、レバノン及びヨルダンに対する UAR の干渉に関する常任理事国の見解の不一致を受け、緊急特別総会を開催することを決議した[31]。第三回緊急特別総会において、8 月 21 日、各国の政治体制を互いに尊重する旨を定めたアラブ連盟条約第 8 条の遵守をアラブ諸国が再確認したことを歓迎し、国連憲章のすべての加盟国に対して主権尊重の原則に従うことを要求する決議第 1237 号を採択した[32]。

（d） 英国が南アラビア連邦を支援（1964 年報告）

1839 年以降英国が保護領としていたイエメン南部では、1959 年 2 月に英国の保護下で南アラブ首長国連邦が成立した。1963 年 1 月、それまで同連邦に含まれていなかった都市アデンを含め、新たに南アラビア連邦が成立したが、同連邦は引き続き英国の保護下にあった[33]。他方、イエメン北部では、1962 年 9 月にクーデターにより国王が退位してイエメン・アラブ共和国（北イエメン）が成立したため、王制支持者対共和制支持者の内戦が生じた。新しい共和国を支持するエジプトは、この内戦に際して数万人の軍を派遣し、サウジアラビアの支援を受けた王制支持者と戦闘を行った[34]。エジプ

---

(25) United Nations, *op.cit.*(21), p.39.

(26) Lawrence Tal, *Politics, the military, and national security in Jordan, 1955-1967*, Hampshire; New York: Palgrave Macmillan, 2002, pp.56-57.

(27) ローガン　前掲注(20), pp.56-57, 66-67.

(28) United Nations, *op.cit.*(21), p.41.

(29) *ibid.*

(30) *ibid.*, pp.41-42.

(31) *UNDoc*.S/4083

(32) *UNDoc*.A/RES/1237（ES-Ⅲ）

(33) Robert W. Stookey, *South Yemen, a Marxist republic in Arabia*, Boulder, Colo; London: Westview Press: Croom Helm, 1982, pp.54-55.

(34) ローガン　前掲注(20), pp.90-92.

トの攻撃は、英国軍の駐留する南アラビア連邦にも及んだ[35]。

英国は、安保理への1964年3月28日付書簡において、以下のとおり指摘する通知を北イエメンに送付したと述べた。すなわち、3月27日に北イエメンが南アラビア連邦軍要塞を攻撃した翌日、英国軍が北イエメン軍要塞を反撃したが、この行動は、南アラビア連邦との条約に基づく連邦の防衛義務[36]に従って執ったものであると指摘した[37]。他方、北イエメンは安保理への4月1日付書簡において、同国市民に対する英国の継続的な攻撃につき審議するよう要請し、特に3月28日の英国軍の攻撃により25人の市民が犠牲になったと述べた[38]。

1964年4月9日、安保理は、復仇（reprisals）を国連憲章の目的と原則に反するとして非難し、3月28日の英国軍の行動を遺憾とする決議を採択した[39]。同決議の採決にあたって英国及び米国は棄権した[40]。

(e) 米国、オーストラリア及びニュージーランドが南ヴェトナムを支援（1965年報告）

ヴェトナムでは、第二次世界大戦後、フランスからの独立闘争が続いていが、1954年のジュネーヴ協定によって、共産主義体制の北ヴェトナム（ヴェトナム民主共和国）と自由主義体制の南ヴェトナム（ヴェトナム共和国）に二分された。同協定は、南北ヴェトナムを、1956年の総選挙により統一することとしたが、この協定は履行されず、東側諸国の支援を受けた北ヴェトナムと、西側諸国の支援を受けた南ヴェトナムとの対立が激化した。1961年に入ると、南ヴェトナムにおいて共産ゲリラ（ヴェトコン）の脅威が増大したため、米国は南ヴェトナムへの軍事的支援を強化した。1965年には米軍の軍事介入が大規模化し、西側諸国も戦闘部隊を派遣した。[41]

米国は、安保理への1965年2月7日付書簡において、ヴェトコンの南ヴェトナムへの攻撃は、北ヴェトナムが命令したものであるとし、米国と南ヴェトナムは北ヴェトナム南部の軍事施設に対し共同で攻撃したと述べた。さらに、南ヴェトナムとその要請に応じた米国等は、ヴェトコンからの継続的な侵略を受けているとし、北ヴェトナムによるヴェトコンの増強はこの侵略に不可欠であるため、その増強を外部から停止するための対抗措置は自衛の措置として正当化されると説明した[42]。ソ連は、2月9日付書簡において、南ヴェトナムの人民は外国から干渉されることなく国内問題を処理することを望んでいるとし、ヴェトナム民主共和国の主権侵害の試みを主導する米国に対して既に警告したと述べた[43]。また、ソ連は、国連事務総長への5月15日付書簡においてオーストラリアを[44]、安保理への6月14日付書簡においてニュージーランドを[45]、南ヴェトナムへの派

---

(35) Saeed M. Badeeb, *The Saudi-Egyptian conflict over North Yemen, 1962-1970*, Boulder, Colo; Washington, D.C.: Westview Press, 1986, pp.38-39.

(36) 英国と南アラブ首長国連邦の間には、1959年2月に友好保護条約が締結され、同条約は南アラビア連邦に対しても引き続き適用された。同条約の第4条第1項は、「英国は連邦に対して、連邦の経済的・政治的発展並びに連邦陸軍及び連邦警備隊の設立及び維持において連邦を援助するため、助言及び財政的・技術的援助を供与しなければならない。（後略）」と規定する。"Treaty of friendship and protection between the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and the Federation of Arab Amirates of the South, 1959.2.11," Cmnd.2451, 1964.9. ただし、英国が安保理に対して具体的にどの条項を念頭に報告したかは定かでない。

(37) *UNDoc*.S/5628

(38) *UNDoc*.S/5635

(39) *UNDoc*.S/5650

(40) United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1964, p.184.

(41) 「ベトナム戦争」戦略問題研究会編『戦後世界軍事資料（1945～1969年）2　第3刷』原書房, 1981, pp.545-553.

(42) *UNDoc*.S/6174

(43) *UNDoc*.S/6178

兵を決定したことについてそれぞれ非難した。これに対してオーストラリアは、国連事務総長への6月1日付書簡において、南ヴェトナムはその領土と独立に対する脅威に直面したため、他国からの援助を求めたと述べた。さらに、オーストラリアの南ヴェトナムへの援助提供は国際法に反するものではないとし、個別的及び集団的自衛権は、国際法において認められた権利であり、国連憲章において確認されていると説明した[46]。ソ連の非難に対して、ニュージーランドは、安保理への6月16日付書簡において、ソ連政府が認識しているとおり、国連集団安全保障システムが機能しない場合には、諸国が自衛において個別的及び集団的措置を執ることを国連憲章が確認しているとし、ニュージーランドの南ヴェトナムへの援助はこの集団的措置を基礎としていると説明した[47]。

国連の年次報告を確認する限り、この後1973年に和平協定が締結されるまで、広くヴェトナム情勢が安保理の議題として取り上げられることはなかった。

なお、米国国務省は、連邦議会上院外交委員会に提出した1966年3月4日付覚書において、南ヴェトナムとその要請を受けた米国による南ヴェトナムの集団防衛は国際法及び国連憲章に従っていること、固有の権利は国連憲章第51条によって制限されないため、南ヴェトナムが国連憲章の当時国でないとしても、米国は南ヴェトナムを集団防衛する権利を有すること、東南アジア集団防衛条約[48]にあるとおり、米国には共産主義者の侵略から南ヴェトナムを防衛する責務があることを説明した。[49]

(f) ソ連がチェコスロヴァキアに派兵（1968年報告）

チェコスロヴァキアでは1968年1月、党第一書記にドプチェク（Alexander Dubček）が就任し、共産主義主導のもとに政治体制を改革し経済を活性化させることを目指した。しかし、国民は1950年代の圧政に対して根強い反感を持っていたため自由化を強く求めた。そうした国民の意思をドプチェク第一書記が抑制することは困難であり、同年春には改革を支持する全国的な運動が展開された（いわゆるプラハの春）。8月20日深夜から翌日にかけて、ソ連軍を中心とするワルシャワ条約5か国軍がチェコスロヴァキアに介入した。[50]

カナダ、デンマーク、フランス、パラグアイ、英国及び米国は、安保理への1968年8月21日付書簡において、チェコスロヴァキアの深刻な現状について審議するため緊急会合の開催を要請した[51]。ソ連は、安保理への同日付書簡において、この件につき審議することに抗議した上で、ソ連と他の同盟国は、相互防衛条約[52]に則り、関連する国連憲章の諸規定に基づき、

---

(44) *UNDoc*.S/6363

(45) *UNDoc*.S/6435

(46) *UNDoc*.S/6399 オーストラリアはこの書簡において、同書簡を安保理の文書として配布するよう求めた。

(47) *UNDoc*.S/6449

(48) 東南アジア集団防衛条約（1954年締結）第4条第1項は、「各締約国は、いずれかの締約国又は締約国が全員一致の同意によって将来指定するいずれかの国若しくは領域に対する条約地域における武力攻撃による侵略が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、その場合において自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するため行動することに同意する。（後略）」と規定する。ヴェトナムは同条約の締約国ではないものの、同条約議定書は「締約国は、第4条の規定の適用上、カンボディア及びラオス並びにヴェトナムの管轄権の下にある自由な領域を全員一致の合意により指定する」とした。United Nations, *Traty Series*,vol.209, 2819; 外務省条約局『主要条約集　昭和55年版』pp.1729-1739.

(49) Leonard C. Meeker, *The Legality of United States Participation in the Defense of Viet-Nam*, Department of State, 1966, pp.3, 15-16.

(50) ロスチャイルド　前掲注(8), pp.257-261; 矢田俊隆『ハンガリー・チェコスロヴァキア現代史　第2版』山川出版社, 2002, pp.308-316.

(51) *UNDoc*.S/8758

チェコスロヴァキア政府の軍事援助の要請に応えることに決めたとし、いかなる観点からも、社会主義諸国の個別的及び集団的自衛の権利を減ずることはできないと説明した[53]。チェコスロヴァキアは、8月21日の安保理において、同国の指導者が承知も同意もしない間に、8月20日にソ連、ポーランド、ハンガリー、ブルガリア及びドイツ民主共和国の軍隊が侵入したと述べ、その占領は国際法違反であるとし、占領軍の即時撤退を求めた[54]。

1968年8月22日、安保理審議を求めた6か国にブラジルとセネガルを加えた8か国は、チェコスロヴァキア内政への武力による干渉を非難し、ソ連等の軍隊の即時撤退を求める安保理決議案を提出した。翌23日、この決議案はソ連の拒否権行使によって否決された[55]。

(g) ソ連がアフガニスタンに派兵（1980年報告）

1978年4月、アフガニスタンで軍事クーデターが発生した。同年夏、当時政権を担っていたアフガニスタン人民民主党がハルク派とパルチャム派に分裂し、カルマル（Babrak Karmal）をはじめとするパルチャム派幹部は国外に追放された。ハルク派政権は土地改革などの社会主義改革を実施し、同年12月にソ連と友好協力善隣条約[56]を締結した。しかし、急激な改革に反発する反乱が各地で発生し、1979年春には国内全土でハルク派政権に対する抵抗運動が起きていた。同年12月末、ソ連軍がアフガニスタンに侵攻し、アミン（Hafizullah Amin）大統領が戦闘中に殺害された。数日のうちに主要都市と政府がソ連軍によって制圧されると、カルマルが大統領に就任した。[57]

52の国連加盟国は、安保理への1980年1月3日付書簡において、アフガニスタン情勢について審議するための緊急会合を開催するよう要請した[58]。これに対してアフガニスタンは、安保理への1月4日付書簡において、アフガニスタン情勢について安保理で審議することは明白な内政干渉であると抗議した[59]。ソ連は、1980年1月5日の安保理において、自国の派兵はアフガニスタンからの度重なる援助要請と友好協力善隣条約に基づいており、両国の行動は、国連憲章に明文化された、国の個別的又は集団的自衛権に完全に則っていると説明し、この件について安保理で審議することに異議を唱えた[60]。また、1月7日の安保理において、国連憲章第51条は、個別的及び集団的自衛権を創造したのではなく、それらが国家の不可侵の権利であることを確認し強調したにすぎないと述べた[61]。同会合においてアフガニスタンは、ソ連軍のアフガニスタンへの派遣は、国連憲章第51条に完全に従った友好協力善隣条約に関する両国間の問題であり、アフガニスタン国民の利益と要望に一致していると述べた[62]。

1980年1月7日の安保理において、アフガ

---

(52) ワルシャワ条約を指す。前掲注(11)を参照のこと。

(53) *UNDoc*.S/8759

(54) United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1968, p.299.

(55) *ibid.*, pp.300-302.

(56) 友好協力善隣条約第4条は「両締約国は、友好、善隣及び国連憲章の精神の下で行動しつつ、両国の安全、独立及び領土一体性を保全するために協議し、双方の合意により必要な措置をとる」と規定している。United Nations, *Treaty Series*, vol.1145, I-17976; 寺沢一「アフガニスタン問題の重大性」『国際関係研究』1号, 1980.10, p.18.

(57) ラリー・P.グッドソン（沢田博訳）『アフガニスタン―終わりなき争乱の国―』原書房, 2001, pp.96-101（原書名：Larry P. Goodson, *Afghanistan's endless war*）; マーティン・ユアンズ著, 金子民雄監修（柳沢圭子ほか訳）『アフガニスタンの歴史―旧石器時代から現在まで―』明石書店, 2002, pp.230-244（原書名：Martin Ewans, *Afghanistan: a new history*.）

(58) United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1980, p.297; *UNDoc*.S/13724, Add.1, 2.

(59) *UNDoc*.S/13725

(60) *UNDoc*.S/PV.2185, paras.16-20.

(61) *UNDoc*.S/PV.2190, para.111.

ニスタンへの武力による干渉を遺憾とする決議がソ連の拒否権行使によって否決されると[63]、第六回緊急特別総会が開催され、1月14日、アフガニスタンの主権、領土一体性及び政治的独立の尊重並びに外国軍の即時撤退を求める決議が採択された[64]。

(h) キューバがアンゴラを支援(1983年報告)

ポルトガルの植民地であったアンゴラには、MPLA(アンゴラ解放人民運動:1956年結成)、FNLA(アンゴラ民族解放戦線:1957年結成)及びUNITA(アンゴラ全面独立民族同盟:1966年結成)の三つの独立闘争グループが存在しており、それぞれ支持母体やイデオロギーを異にしていた。1975年の独立を前にして、三派間の主導権争いが内戦に発展し、諸外国がこれに介入した。南アフリカ軍及びザイール軍がFNLA及びUNITAの側に立ってアンゴラに侵攻する一方、ソ連はMPLAに対して武器を供与し、キューバはMPLAを支援するために戦闘部隊を派遣した。結局新政府はMPLAが担うこととなったが、FNLA及びUNITAは反政府ゲリラ活動を展開した。1977年以降、南アフリカに支援されたUNITAが年々攻勢を強めたため、MPLA政府はキューバ及びソ連への軍事的依存を深めていった。[65]

ところで、南アフリカは、アンゴラに隣接するナミビアを第一次世界大戦後から委任統治領としていた。ナミビアの独立に向けた国連の働きかけにもかかわらず、南アフリカはナミビアを事実上統治し続けていた。1977年以降、安保理の西側メンバーが関係者との協議を続けた結果、1982年7月、当事者間でナミビアの独立に向けた合意が成立した[66]。しかし、南アフリカはアンゴラからのキューバ軍撤退をナミビア独立の前提条件とする、いわゆるリンケージの立場を譲らず事態は膠着した[67]。

1983年5月24日の安保理において、キューバは、1975年から南アフリカ軍がアンゴラへの侵入を始め、キューバはアンゴラの独立と領土の一体性の防衛に貢献するため派兵したとし、両国は1982年2月に、キューバ軍のアンゴラ駐留と撤退は国連憲章第51条の規定に従っており、キューバとアンゴラの二つの主権国家間の問題である旨声明していると述べた[68]。アンゴラは、ナミビア独立はアンゴラ政府の権限とは無関係の問題であるとし、キューバとの1982年2月の声明に言及した[69]。1983年10月20日の安保理において、OAU(アフリカ統一機構)議長国のエチオピア代表は、南アフリカ軍がアンゴラ南部の一部を不法に占領しているとし、キューバ軍の駐留はアンゴラの正統政府の要請に基づくものであり、キューバ軍による支援は個別的又は集団的自衛権を各国に認める国連憲章第51条に合致していると述べた[70]。

---

(62) *ibid.*, para.89.

(63) United Nations, *op.cit.*(58), pp.298-299.

(64) *UNDoc*.A/RES/ES-6/2 なお、1987年まで累次の総会決議が採択された。*UNDoc*.A/RES/35/37(1980.11.20); 36/34(1981.11.18); 37/37(1982.11.29); 38/29(1983.11.23); 39/13(1984.11.15); 40/12(1985.11.13); 41/33(1986.11.5); 42/15(1987.11.10)

(65) 青木一能「アンゴラの政治体制―内戦下の社会主義体制と民主化過程―」小田英郎・富田広士編『中東・アフリカ現代政治―民主化・宗教・軍部・政党―』勁草書房, 1993, pp.220-225.

(66) 外務省国際連合局国連政策課『国際連合第38回総会の事業(上)』1985, p.120.

(67) 同上

(68) *UNDoc*.S/PV.2440, paras.18-22.

(69) *UNDoc*.S/PV.2441, paras.20-21.

(70) *UNDoc*.S/PV.2481, para.23.

(i) リビアがチャドに派兵（1981年報告）、フランス及び米国がチャドを支援（1983年報告）、フランスがチャドを支援（1986年報告）

1960年にフランスから独立したチャドでは民族的・文化的な面で南北の特異性が際立っていた。南部を政権基盤とする初代大統領が権力の集中化を進めたため、南北の対立関係が生じた。北部の不満を集約するかたちで1966年にFROLINAT（チャド民族解放戦線）が創設されると、主にリビアの支援を受けながら中央政府に対してゲリラ戦を展開した。[71]

1973年以降、政府の急激な文化・経済政策により国民の不満が高まった結果、1975年に軍事クーデターが発生した。他方FROLINAT内ではハブレ（Hissène Habré）派とグクーニ（Goukouni Oueddei）派が対立し、グクーニ派を主力とするFROLINATが1978年1月までに国土の半分強を支配下に置いた。1979年4月、周辺諸国の調停により暫定国民連合政府が樹立され、11月にグクーニが大統領に就任したものの、政府の実質的指導権を分かち合ったグクーニ派とハブレ派の間で1980年3月に内戦が勃発した。同年6月、リビアはグクーニ政権との間で友好同盟条約[72]を締結し、同政権を支援するため12月に派兵した。[73]

リビアは、安保理への1981年11月24日付書簡において、チャドの内戦を終結させ平和と安全を再建するにあたって、チャド政府がリビアの援助を要請したとし、1980年末のリビアの派兵は、両国間の友好同盟条約に基づくものであると説明した[74]（1981年報告）。

リビア軍は、OAUの要求に応じて1981年11月に撤退したため、ハブレ派が攻勢を強めて1982年6月に首都を占領した。同年10月にハブレが大統領に就任したものの、グクーニ派との対立は激化した。1983年7月末、グクーニ派を支援するために再びリビアが派兵した。これを受けて、ハブレ政権を支援するためにザイール及びフランスが派兵し、米国が武器を供与した。[75]

1983年8月、チャドの求めに応じて開催された安保理において、チャドはリビアの攻撃を非難した。リビアは、チャドへの干渉を否定し、チャドの情勢悪化は外国、特に米国とフランスの介入に起因すると述べた。フランスは、自衛権を行使するチャドを援助するため、1976年の両国間の協力協定[76]に規定されているように、国連憲章に明文化されている国際法に従ってチャドの要請に応じたと述べた。米国は、自衛権を行使するチャドの援助要請に応えるにあたって他国と協働したと述べた[77]（1983年報告）。多数の国がハブレ政権への支持を表明するとともに、紛争解決に向けた提案を行った[78]。

1984年9月、フランスとリビアの間でチャドから撤兵する協定が結ばれたものの、リビア軍はチャド北部に駐留し続けた[79]。チャドは、安

---

(71) 小田英郎『アフリカ現代史3　第2版』山川出版社, 1991, pp.213-216.

(72) 友好同盟条約第1条は、「締約国は、いずれかの国又は双方が外国の直接又は間接侵略に直面した場合には、相互に防衛しなければならない。締約国は、一方に対するいかなる侵略も、他方に対する侵略を構成するとみなさなければならず、当該侵略を阻止するために必要とされる行動を執る義務を有する。」と規定する。United Nations, *Treaty Series*, vol.1201, I-19185.

(73) 小田　前掲注(71), pp.217-222.

(74) *UNDoc*.S/14767

(75) 小田　前掲注(71), pp.222-226.

(76) 協力協定第1条は、「チャド政府の要請に応じ、フランス政府は、チャドの部隊の組織及び訓練のために必要なフランスの軍人を、可能な限り利用させる。（後略）」と規定する。United Nations, *Treaty Series*, vol.1092, I-16758. ただし、フランスが安保理において具体的にどの条項を念頭に発言したかは定かでない。

(77) United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1983, pp.184-185.

(78) *ibid.*, p.186.

(79) 小田　前掲注(71), p.227.

保理への1986年2月18日付書簡において、リビアはフランスとの協定を尊重せずチャドへの侵略を続けているとし、リビアからの攻撃を排除するため、国家の固有の自衛権に関する国連憲章第51条に合致して、フランスに軍事的な介入を要請したと述べた[80]。フランスは、同年11月18日の安保理において、リビアの攻撃を阻止するため、チャド政府の要請に応じて軍事援助部隊を与えたと述べ、チャドの領土の一体性を回復するよう要求した[81]（1986年報告）。

(j)　米国がホンジュラスを支援（1988年報告）

1979年、ホンジュラスの隣国ニカラグアにおいて、ソモサ（Somoza）独裁政権がサンディニスタ民族解放戦線によって打倒された。1980年代を通じて、サンディニスタ政権の転覆を図る親米反政府勢力コントラはホンジュラスからニカラグアに侵入し、ゲリラ活動を展開した。同時期に、米国はサンディニスタの勢力拡大を防ぐため、ホンジュラスに軍事施設を建設するとともに、ホンジュラス軍を強化するようになった。[82]

ニカラグアは、米国への1988年2月8日付通知において、米国に支援された傭兵の犯罪行為によって、ニカラグア国民数十名が死傷したと抗議した[83]。他方、ホンジュラスは3月16日付プレスリリースにおいて、数百人のサンディニスタ軍が15日に自国領に侵入するとともに空爆を行ったとし、その軍事行動が武力攻撃を構成するので、米国との特別な安全保障関係と国際的な集団安全保障文書に基づき米国政府に効果的な緊急援助を求めることが必要であると認識したと述べた[84]。

ニカラグアの緊急要請を受けて、1988年3月に安保理が開催された。ニカラグアは、3月18日の安保理において、米国がホンジュラスに3,200人の兵士を送り込むことによって、エスキプラス第二合意[85]を妨害しようとしていると述べ、3月17日にホンジュラスから飛行してきた2機の米軍機がホンジュラス国境付近のニカラグア領内を爆撃したと主張した。ニカラグアは、ホンジュラスに対してはコントラの要塞撤去と傭兵の武装解除を、米国に対してはコントラへの非合法的な援助の中止と1986年のニカラグア事件判決の遵守を求めた[86]。これに対してホンジュラスは、数年来サンディニスタ軍の侵略に直面しており、その活動の危険性に関してホンジュラスが行った要求と警告をニカラグア政府が拒否したため、国連憲章第51条の下での自衛権行使の適切な手段を執ることを安保理の前で再び主張すると述べた[87]。米国は、部隊の緊急配備を命じることで友好国ホンジュラス政府からの明白な要請に応じたと述べ、同国の要請は3月16日付プレスリリースにおいて述べられているとし、部隊の展開はサンディニスタ軍による領域侵犯に直面したホンジュラスへの強力な支援を示すために計画されたものであったと説明した[88]。

---

(80)　*UNDoc*.S/17837

(81)　United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1986, p.168.

(82)　Harvey K. Meyer and Jessie H. Meyer, *Historical dictionary of Honduras*, 2nd ed., Metuchen, N.J: Scarecrow Press, 1994, pp.472, 647.

(83)　*UNDoc*.A/42/917-S/19508 ニカラグアは、2月8日付米国宛通知を、国連事務総長への2月12日付書簡の添付文書とした。

(84)　*UNDoc*.A/42/931-S/19643 ホンジュラスは、3月16日付プレスリリースを、国連事務総長への3月17日付書簡の添付文書とした。

(85)　1987年、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ及びニカラグアが中米における紛争を段階的に終結させることにつき合意したもの。1986年にグアテマラのエスキプラスにおいて第一合意がなされたことからこのように称される。K. Meyer and H. Meyer, *op.cit.*(82), p.262.

(86)　United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1988, p.171.

(87)　*UNDoc*.S/PV.2802, p.18.

3月22日の安保理において、コロンビアは、コンタドーラ・グループ[89]及びその支援グループ[90]が3月18日に出したコミュニケを読み上げ、ホンジュラス及びニカラグア政府に対し、エスキプラス第二合意に従い、互いの領土一体性の尊重及び侵略目的の基地としての領土の不使用を保障することを求め、ホンジュラス領及び中米の外国軍の撤退並びに非正規軍及び叛徒への援助の停止を求めた。[91]

なお、中米諸国と米国をめぐる政治的・社会的事情に着目すれば、この事例は後述するニカラグア事件判決（第Ⅱ章第1項参照）と関連する事象ではあろうが、安保理では新たに別の問題として扱われている。

(k) 米国及び英国がペルシャ湾地域を支援（1990年報告）

1990年8月2日、イラクがクウェートに侵攻した。安保理は同日、イラクを非難し即時無条件の撤退を求める決議第660号を採択したものの[92]、イラクはクウェートへの支配を強化し併合するに至った[93]。

安保理は、8月6日、イラクが決議第660号に従わなかったとして同国に経済制裁を課す決議第661号を採択した。同決議の前文は、国連憲章第51条に従い、イラクのクウェートに対する武力攻撃に対抗するため固有の個別的及び集団的自衛権を確認するというものであった[94]。米国は、安保理への8月9日付書簡において、国連憲章第51条に一致し、クウェート及びサウジアラビアの援助要請に応じて固有の自衛権を行使するために、ペルシャ湾地域に部隊を派遣したと述べ、この固有の権利は決議第661号において確認されているとした[95]。クウェートは、安保理への8月12日付書簡において、決議第661号実施のため軍事その他の手段を執るよういくつかの国に要請したと述べた[96]。英国は、安保理への8月13日付書簡において、オマーンとの合意により、バーレーン、クウェート及びサウジアラビアの援助要請に応じ、固有の個別的及び集団的自衛権を行使するためペルシャ湾に部隊を派遣したと述べた[97]。クウェートは、安保理への8月16日付書簡において、対イラク経済制裁の抜け道につき注意喚起した[98]。米国は、安保理への同日付書簡において、クウェートの要請に応じ、固有の個別的及び集団的自衛権の行使として、決議第661号に違反する船舶の通航を阻止する行動をクウェート及び他国とともに実施したと述べた[99]。

1990年8月25日の安保理は、決議第661号の厳格な実施のため、クウェート政府のために海軍を展開する諸国に対し海上阻止行動を要求する決議第665号を採択した[100]。さらに、同年11月29日の安保理は、仮にイラクが翌年1月15日より前の時点で決議第660号を実施するための手段を執らなかった場合には、すべての加盟国に対し国際の平和と安全を回復するために必要なあらゆる手段を授権（authorize）す

---

(88) *UNDoc*.S/PV.2802, p.27.
(89) コロンビア、メキシコ、パナマ及びベネズエラから成る。
(90) アルゼンチン、ブラジル、ペルー及びウルグアイから成る。
(91) *UNDoc*.S/PV.2803, pp.13-15.
(92) *UNDoc*.S/RES/660（1990）
(93) United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1990, p.189.
(94) *UNDoc*.S/RES/661（1990）
(95) *UNDoc*.S/21492
(96) *UNDoc*.S/21498
(97) *UNDoc*.S/21501
(98) *UNDoc*.S/21545
(99) *UNDoc*.S/21537
(100) *UNDoc*.S/RES/665（1990）

る決議第678号を採択した[101]。1991年1月17日、米軍の主導する多国籍軍が攻撃を開始した[102]（いわゆる湾岸危機から湾岸戦争）。

(l) ロシアがタジキスタンを支援（1993年報告）

タジキスタンは、1991年12月のソ連崩壊に伴って独立した。しかし、独立前後から、支配層が基盤としていた共産党の権威が動揺して内戦に突入した。1992年5月、対立する勢力の妥協に基づく国民和解政府が成立したものの、同政府は内戦の激化を抑制できなかった。政府側は、イスラム・民主勢力がアフガニスタンのイスラム党の支援を受けていると非難し、イスラム・民主勢力はロシアが政府側を支援していると非難した[103]。同年11月、大統領制が廃止され議会指導制が導入されると、イスラム・民主勢力の多くがアフガニスタンに逃れた。これらの勢力はアフガニスタンで戦闘集団を結成し、国境を越えてタジキスタン政府軍及びタジキスタンに駐留するロシア軍を攻撃した[104]。

タジキスタンは、国連事務総長への1993年7月13日及び15日付書簡において、アフガニスタンの武装組織及びアフガニスタン軍の小部隊に支援された反政府集団が、自国の村を爆撃するとともに、タジキスタンに駐留するロシア軍と戦闘を行っていると述べた[105]。ロシアは、国連事務総長への同15日付書簡において、アフガニスタン領からの攻撃は自国軍とタジキスタンに対する侵略であるとし、タジキスタンとの友好協力相互援助条約の規定に従って、国連憲章第51条の集団的自衛権の行使を基礎として、軍事援助を含む支援をタジキスタンに提供する用意があると述べた[106]。カザフスタン、キルギスタン、ロシア、タジキスタン及びウズベキスタンは、8月7日にモスクワで開催した会議において、国境の不可侵と国家の領土一体性は国際関係における基本原則であり、その遵守は国際の平和、安全及び安定を維持するために必要不可欠であり、CIS（独立国家共同体）憲章[107]に従って、国連憲章第51条の固有の個別的又は集団的自衛権を基礎として、タジキスタンに軍事援助を含む緊急支援を行ったと宣言し、同宣言を国連事務総長への8月10日付書簡の添付文書とした[108]。

安保理議長は、8月23日の安保理において、タジキスタンとアフガニスタンの国境地帯における紛争悪化を憂慮し、事態の安定化を図るカザフスタンなど5か国の地域関係者らによる努力を安保理が歓迎する旨の声明を発表した[109]。

アフガニスタンは、安保理への11月11日付書簡において同国大統領から国連事務総長への10月7日付書簡を引用し、アフガニスタンはタジキスタンに対して軍事行動をとっていないとし、両国は有益な意見交換を行っており、国内のタジキスタン難民への支援についてUNHCR（国連難民高等弁務官）とともに交渉することが

---

(101) *UNDoc*.S/RES/678（1990）

(102) United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 1991, p.167.

(103) 清水学「タジキスタン―独立・内戦と今後の課題―」『同志社商学』54巻1・2・3号, 2002.12, pp.1, 6-7.

(104) メフラリ・トシムハンマドフ（D. クリフツォフ・加藤美保子訳）「タジキスタン内戦と戦後復興」『「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告集』8号, 2005.7, pp.30-31.

(105) *UNDoc*.S/26091; S/26092 タジキスタンはこれらの書簡において、同書簡を安保理の文書として配布するよう求めた。

(106) *UNDoc*.S/26110 ロシアはこの書簡において、同書簡を安保理の文書として配布するよう求めた。

(107) CIS憲章第12条は、「一又は二以上の加盟国の主権、安全及び領土の一体性並びに国際の平和と安全に対して脅威が生じた場合には、加盟国の見解を調整し、その脅威を排除するための措置を執るべく、加盟国は即座に協議しなければならない。この措置には、平和創造活動のほか、必要な場合には、国連憲章第51条に沿った個別的及び集団的自衛権の実現としての軍隊の使用も含まれる。」と規定する。United Nations, *Treaty Series*, vol.1819, I-31139.

(108) *UNDoc*.S/26290

(109) *UNDoc*.S/26341

予定されていると述べた[110]。

(m) ジンバブエ、アンゴラ、ナミビアがコンゴ民主共和国を支援（1998年報告）

1996年、ウガンダは、ザイールのモブツ（Mobutu）政権打倒のため反モブツ勢力であるADFL（コンゴ・ザイール解放民主勢力連合）に軍事支援を行った。翌年5月、ウガンダを含む周辺国からの支援を受けたカビラ（Laurent-Désiré Kabila）率いるADFLはモブツ政権を打倒し、国名をザイールからコンゴ民主共和国（以下「DRC」という）に改称した。1998年5月以降、DRC領内に拠点を置くウガンダの反政府勢力ADF（民主同盟軍）のウガンダ領内への侵攻が激しくなり、それへの対応としてウガンダ軍のDRC領内における軍事活動も活発になった。[111]

DRCは、国連総会議長への1998年9月14日付書簡において、ルワンダ及びウガンダの軍隊が8月2日にDRCに侵攻したと主張し、DRCに対する武力侵攻（armed aggression）を国連総会の議題に含めるよう求めた[112]。ジンバブエは、安保理への9月23日付書簡において以下のとおり述べた。すなわち、同国のムガベ大統領がウガンダのムセベニ（Yoweri Kaguta Museveni）大統領の求めに応じ、アフリカ諸国首脳を招請して8月7日及び8日に「ヴィクトリアの滝サミット」を開催した。同サミットでは、DRCにおける紛争の性質について、DRCのカビラ大統領に対する国内の反乱だとするルワンダ及びウガンダと、外国による侵略だとするナミビア、タンザニア、ザンビア及びジンバブエとの間で見解が分かれた。ナミビア、タンザニア、ザンビア及びジンバブエの外相は8月11日から18日までDRC、ルワンダ及びウガンダを訪問し、DRC国内で反乱が生じている一方、外国による侵略の明白な証拠があると結論付けた。ムセベニ大統領は、DRC東部に部隊を派遣していることを認め、派遣はカビラ政権との合意の範囲で行われていると述べた。カビラ大統領は、外国からの侵略者をDRCのみでけん制できないと認識し、1998年8月18日にジンバブエで開催した関係国防衛安全保障会議において、SADC（南部アフリカ開発共同体）[113]の加盟国の援助を要請した。ジンバブエは、9月23日の当該書簡において、DRCのSADCへの要請は、国連憲章第51条に則っているとし、カビラ大統領の要請に基づき、外国の侵略者をけん制するためアンゴラ、ナミビア及びジンバブエが軍隊を派遣すると声明し、SADCは、9月13日及び14日に開催したSADCサミットにおいて、これら3か国にDRCへの支援を委ねることを決定したと述べた[114]。

1998年12月11日、安保理議長は、SADCなどによる地域調停を安保理が支持する声明を発表した[115]。

(n) 英国、フランス、オーストラリア等が米国を支援（2001年報告）

2001年9月11日、米国において民間航空機4機がテロリストにハイジャックされ、ニューヨーク、ワシントンDC及びペンシルヴァニアに墜落した結果、数千人が死亡した（同時多発

---

(110) *UNDoc*.S/26814

(111) 東北大学国際判例研究会「コンゴ領域における軍事活動事件（コンゴ民主共和国対ウガンダ）国際司法裁判所本案判決（2005.12.19）」『法学』70巻6号, 2007.2, pp.953-954.

(112) *UNDoc*.A/53/232

(113) 加盟国は以下のとおり。タンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、ナミビア、南アフリカ、モーリシャス、DRC、マダガスカル（資格停止中）、セーシェル。「南部アフリカ開発共同体（SADC）」2012.8. 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa/sadc.html>

(114) *UNDoc*.S/1998/891

(115) *UNDoc*.S/PRST/1998/36

テロ。以下「9・11テロ」という）[116]。

翌12日、国連総会は9・11テロを非難する決議第56/1号を採択した[117]。同日の安保理はテロ防止への国際社会の協力を要請する決議第1368号を採択した。決議第1368号の前文は、国連憲章に従って固有の個別的及び集団的自衛権を確認した[118]。

9月12日、NATO（北大西洋条約機構）理事会は、9・11テロが国外からの攻撃であると判断されれば、その行為は北大西洋条約第5条[119]の適用対象となるとする声明を発表した[120]。また、9月21日、全米相互援助条約の外務大臣協議会議が、すべての締約国が同条約の共同防衛条項[121]に従って援助を提供すべきことを決議した[122]。

9月28日、安保理は決議第1373号を採択し、国連憲章第7章に基づく強制措置として、テロ行為への資金・兵たんの援助を禁止した[123]。

10月7日、米国及び英国は、アフガニスタンへの軍事行動を開始した[124]。米国は、安保理への同日付書簡において、米国政府はアフガニスタンのタリバン政権に支援されたアルカイダが、この攻撃の中心的役割を担ったという確かな情報を入手したとし、アルカイダが、アフガニスタン領から世界中の無実の人々を攻撃し、米国の国民と利益を標的とするテロ要員を訓練し支援し続けていると述べた。さらに、これらの攻撃に対抗するため、固有の個別的及び集団的自衛権に則って、米軍は米国に対するさらなる攻撃を防止するための行動を主導したと述べ、この行動にはアルカイダのテロリスト訓練施設とタリバンの軍事施設への措置が含まれるとした[125]。英国も安保理への同日付書簡において、同様の説明を行った[126]。安保理への書簡において、カナダ、フランス、ドイツ及びオランダは、国連憲章第51条に基づき部隊を派遣したと述べ、ニュージーランドは国連憲章第51条に基づき米国に軍事的貢献を行う意思があると述べた[127]。オーストラリアは、安保理への11月23日付書簡において、同国軍派遣の

---

(116) United Nations, *Yearbook of the United Nations*, 2001, p.60.

(117) *UNDoc*.A/RES/56/1

(118) *UNDoc*.S/RES/1368（2001）

(119) 北大西洋条約第5条は、「締約国は、ヨーロッパ又は北米国における一又は二以上の締約国に対する武力攻撃を全締約国に対する攻撃とみなすことに同意する。したがって、締約国は、そのような武力攻撃が行われたときは、各締約国が、国連憲章第51条の規定によって認められている個別的又は集団的自衛権を行使して、北大西洋地域の安全を回復し及び維持するためにその必要と認める行動（兵力の使用を含む。）を個別的に及び他の締約国と協働して直ちに執ることにより、その攻撃を受けた締約国を援助することに同意する。」と規定する。United Nations, *Traty Series*, vol.34, 541; 外務省条約局　前掲注(11), pp.1879-1885.

(120) North Atlantic Treaty Organization, “Statement by the North Atlantic Council,” Press Release no.124, 2001.9.12. <http://www.nato.int/cps/en/natohq/news_18553.htm?selectedLocale=en>

(121) 全米相互援助条約第3条第1項は、「締約国は、アメリカの一国に対するいかなる武力攻撃も、アメリカの一切の国に対する攻撃とみなされることに意見が一致した。したがって、右締約国の各々は、国連憲章第51条によって認められている個別的又は集団的の固有の自衛権を行使して右攻撃に対抗することを援助することを約束する」と規定し、同上第3項は、「この上の規定は、第4条に記述されている地域内又はアメリカの一国の領域内で行われるいかなる武力攻撃の場合にも適用される。（後略）」と規定する。United Nations, *Traty Series*, vol.21, 324; 外務省条約局　前掲注(11), pp.1865-1878.

(122) 浅田正彦「同時多発テロ事件と国際法上の自衛権」『法学セミナー』47巻3号, 2002.3, p.35.

(123) *UNDoc*.S/RES/1373（2001）

(124) 浅田　前掲注(122), p.34.

(125) *UNDoc*.S/2001/946

(126) *UNDoc*.S/2001/947

(127) 各国が安保理に送付した書簡は以下のとおり。カナダ（10月24日付）S/2001/1005、フランス（11月23日付）S/2001/1103、ドイツ（11月20日付）S/2001/1127、オランダ（12月6日付）S/2001/1171、ニュージーランド（12月17日付）S/2001/1193

根拠として、国連憲章第51条のほか、ANZUS条約の適用を9月14日に決定したことも挙げた[128]。

(o) 米国がイラクを支援、シリアで軍事行動（2014年報告）

2014年6月、イスラム教スンニ派過激派組織ISIL（イラク・レバント・イスラム国）は、イラク第二の都市モスルを制圧するなどイラク及びシリアにおいて急速に勢力を拡大し、「イスラム国」の建国を宣言した[129]。イラクは安保理への6月25日付書簡において、過去2年間、ISILがシリア東部からイラク領内を繰り返し攻撃してきたとして、国際社会に対しISIL撲滅のため軍事訓練を含む支援を要請した[130]。

米国はISILを掃討するため、8月8日にイラクにおける空爆を開始し[131]、アラブ諸国とともに有志連合方式で9月23日にシリアにおける空爆を開始した[132]。2015年2月5日時点で、イラクにおける空爆に7か国が、シリアにおける空爆に4か国が参加している[133]。

イラクは、安保理への2014年9月20日付書簡において、国際法と二国間・多国間合意に従って、米国に対しISILの拠点を攻撃する国際的努力を率いるよう明示的同意によって要請したとした[134]。米国は、安保理への9月23日付書簡において、ある国に存在する脅威が、その国のみならず外部へ攻撃を行うような場合に、当該国がそれを防ぐ意思と能力を有しないのであれば、国連憲章第51条にも反映されているように、各国は固有の個別的及び集団的自衛権に従って自国を防衛することが可能でなければならないとし、米国はイラク政府からの要請に基づきISILの脅威を排除するために、シリアにおいて必要かつ均衡のとれた軍事行動を主導したと報告した[135]。報道によれば、米国が空爆につき開始数時間前にシリアに通告した際、シリアは空爆を事実上容認する姿勢を見せたとされている[136]。

2014年9月24日、安保理は国連憲章第7章に基づく強制措置として、すべての国に対し、テロ行為への協力・資金提供を断つことや、テロ行為への参加を目的とした渡航を国内法により犯罪化することなどを求める決議第2178号を採択した[137]。

Ⅱ　参考事例

集団的自衛権との関係でしばしば言及される事例として、米国によるエルサルバドル、ホンジュラス及びコスタリカの支援及び米国等によるグレナダへの派兵が挙げられる。前者は米国が安保理に対する報告を行っていない点で、後者は米国等が国連憲章第52条（地域的機構の措

---

(128) *UNDoc*.S/2001/1104　ANZUS条約（米国及びニュージーランドとの間で1951年に締結）第4条は、「各締約国は、太平洋地域におけるいずれかの締約国に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の手続きに従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。（後略）」と規定する。United Nations, *Treaty Series*, vol.131, 1736; 外務省条約局　前掲注(11), pp.1859-1864.

(129) 「米、苦渋の武力回帰　イラク限定空爆　対テロ終結遠く」『毎日新聞』2014.8.9;「米拠点維持へ空爆実行　「イスラム国」北部で支配拡大」『読売新聞』2014.8.9.

(130) *UNDoc*.S/2014/440

(131) 「米拠点維持へ空爆実行」『読売新聞』2014.8.9.

(132) 「対イスラム国　米、シリアで空爆　シリア事実上容認」『毎日新聞』2014.9.24.

(133) 「効果は限定的　長期戦も　対「イスラム国」米空爆半年」『毎日新聞』2015.2.8. 2月5日時点で、イラクにおける空爆にオーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、オランダ及び英国が参加し、シリアにおける空爆にバーレーン、ヨルダン、サウジアラビア及びUAE（アラブ首長国連邦）が参加している。

(134) *UNDoc*.S/2014/691

(135) *UNDoc*.S/2014/695

(136) 『毎日新聞』前掲注(132)

(137) *UNDoc*.S/RES/2178（2014）

置）を援用しているという点で、前章に挙げた事例とは性質が異なるものの、参考として本章で紹介する。

⑴　米国がエルサルバドル、ホンジュラス及びコスタリカを支援

1981年、米国は、ニカラグアがエルサルバドルの反政府ゲリラに対して軍事的支援を行っているとしてニカラグアへの経済援助を停止し、ニカラグア国内の反政府組織コントラへの軍事援助を増強し、1984年にはニカラグアの港への機雷の敷設、港湾・石油施設・海軍基地への攻撃等が行われるに至った。1984年4月、ニカラグアは米国の行動の違法性と賠償の決定を求める訴えをICJに起こした。5月、ICJは米国による機雷の敷設、ニカラグアへの武力行使と内政干渉を慎むことを命じる仮保全措置を指示したが、米国はICJの管轄権に異議を唱えた。1984年11月の判決（管轄権及び受理可能性）[138]において、ICJは米国の抗弁を退け、裁判管轄権を決定した。1985年1月、米国は裁判管轄権を否定して本案審理への出廷を拒否したが、そのまま本案の審理が進められた。[139]

米国は、判決（管轄権及び受理可能性）に先立つ1984年8月、答弁書（管轄権及び受理可能性）において、エルサルバドル、ホンジュラス及びコスタリカは、ニカラグアの侵略に対する自衛において、外部からの、特に米国からの援助を求めていたとし、固有の個別的及び集団的自衛権に則って、全米相互援助条約の規定に従い、米国はこれらの要請に応じたと述べた[140]。本案判決においてICJは、ニカラグアに対する米国の軍事的・準軍事的活動は集団的自衛権により正当化されないとした[141]。

⑵　米国等がグレナダに派兵

1983年10月、グレナダにおいて、ビショップ（Maurice Rupert Bishop）首相に対し、コード（Winston Bernard Coard）副首相とそれを支持する軍部によるクーデターが発生し、ビショップや抗議行動の参加者ら多数が殺害され、「革命軍事評議会」による政権樹立が宣言された。外国人の出国が禁止されたため米国は米国人の救出を検討していたが、10月21日、OECS（東カリブ諸国機構）がグレナダの新政権に対する制裁を決定し、米国に対して軍事介入に参加するよう要請した（会合には加盟国のグレナダは欠席、加盟国でないジャマイカとバルバドスが参加）。10月25日、米国軍を主体とする各国部隊がグレナダを攻撃し、軍事政権は崩壊した。[142]

米国は、安保理への10月25日付書簡において、地域的機構（国連憲章第52条）としてのOECSの要請に応じ、OECSの組織する合同部隊を支援することに合意したとし、米国は、グレナダ国民とともに政府及び秩序を回復するOECSを支援し、米国人及びその他外国人で脱出を希望する者の出国を促進することを目的として集団的行動に参加したと報告した[143]。

Ⅲ　考察

第Ⅰ章での事例紹介をふまえ、本章では、あ

⒅　判決（管轄権及び受理可能性）とは、ICJが紛争の管轄権を有するかや、請求を受理すべきかに関する判決で、本案判決とは別個のものである。酒井啓亘「国際法秩序における国際法の適用」酒井啓亘ほか『国際法』有斐閣, 2011, pp.356-357.

⒆　杉原高嶺「ニカラグアに対する軍事的活動事件（本案）」『国際法外交雑誌』89巻1号, 1990.4, pp.53-82.

⒇　“Counter-Memorial of the United States of America（questions of jurisdiction and admissibility）,” International Court of Justice, pleadings, oral arguments, documents: case concerning military and paramilitary activities in and against Nicaragua（Nicaragua v. United States of America）, vol.2, 1984.8.17, para.202.

(141)　*op.cit.*⑵, para.201.

(142)　庄司真理子「一九八三年グレナダ侵攻と国際機構」『外交時報』1255号, 1989.2, pp.34-42.

(143)　*UNDoc.*S/16076

らためて集団的自衛権の行使に係る論点を整理する。そのために、主に二つの点に注意する必要がある。

第一に、1986年ICJニカラグア事件判決で判示された要件である。ICJは、ニカラグア事件判決において、集団的自衛権の行使には、武力攻撃の存在と武力攻撃の犠牲国による個別的自衛権の行使、武力攻撃を受けた旨の犠牲国による宣言、犠牲国による要請が必要であると判示した(144)。また、集団的自衛権は個別的自衛権と同様に慣習国際法上の権利であり、かつ国連憲章第51条に定める権利とほぼ等しいとした(145)。さらに、集団的自衛権の行使にあたっては、個別的自衛権と同様に、必要性及び均衡性の要件に服することが必要であるとする(146)。

第二に、国連安保理への報告や国連での集団的安全保障といった、国連の制度との関係である。国連憲章第51条は、集団的自衛権の行使について安保理への報告を義務付けている。また、国連は、集団安全保障の制度、つまり広く武力の行使を禁止する（国連憲章第2条第4項）一方で違反した国に対する強制措置（国連憲章第7章）を有する。国連憲章第51条によれば、個別的又は集団的自衛権の行使は安保理が必要な措置をとるまでの間認められ、国連の強制措置が執られれば自衛権の行使は終了すべきことになるが、先例を見出すことはできるであろうか。

これらの点を念頭に置きつつ、第Ⅰ章で紹介した具体的事例における各国の説明を、その後の学説と組み合わせて横断的に整理する。

1　必要性及び均衡性の要件との関係

自衛権行使要件である必要性とは、一般に、それ以外に他の合理的救済手段が存在しないことと解釈されている(147)。均衡性要件については、自衛権行使にあたって執った措置を何と比較衡量すべきかについて、論争がある(148)。

本稿で紹介した事例は、安保理において集団的自衛権行使それ自体が争点となったもので、必要性及び均衡性の要件に照らして安保理で議論になった例は見当たらない。ただし事例(d)において、安保理は武力復仇が国連憲章の目的と原則に合致しないとして英国の軍事行動を非難したが、この事例を必要性及び均衡性の要件に反するものとする指摘もある(149)。

2　武力攻撃の犠牲国と支援国の関係

(1)　学説上の解釈

集団的自衛権が国連憲章第51条に規定された際、その構成要件については定められなかったため、その解釈をめぐって複数の学説が展開された。学説は法そのものではないが、各国が法的な主張を補強するときに有利な学説に依拠することは十分に考えられる(150)。またICJは、学説を裁判の基準の一つとしており（ICJ規程第38条第1項d)、いわば補助法源と位置付けているので(151)、学説は各国の国家実行やICJ判決に影響を与える可能性がある。

集団的自衛権の法的性質についての学説は、概ね①個別的自衛権の共同行使説（犠牲国と支援国の共同防衛)、②他国の防衛説（支援国が犠牲国を防衛）及び③死活的利益防衛説（犠牲国の

(144)　*op.cit.*(2), paras.195, 199.
(145)　*ibid.*, para.193.
(146)　*ibid.*, para.194.
(147)　酒井啓亘「平和」酒井ほか　前掲注(138), p.536.
(148)　自衛措置と比較衡量すべき概念につき、①先行する武力攻撃の程度と比較すべきという主張、②直前の武力攻撃だけでなく自衛権を行使する国に生じる脅威の性質との関連で評価されるべきという主張、③相手方の攻撃に対応しこれを撃退する目的と比較すべきという主張が存在する。同上, pp.536-537.
(149)　Gray, *op.cit.*(6), pp.150-151.
(150)　濱本正太郎「国際法規範の形成」酒井ほか　前掲注(138), p.172.
(151)　小森光夫「法源」小寺彰ほか編『講義国際法　第2版』有斐閣, 2010, p.59.

安全と独立が死活的である支援国が犠牲国を防衛）の三つに分類されて説明される[152]。代表例としてそれぞれ①バウェット（Derek W. Bowett）[153]、②ケルゼン（Hans Kelsen）[154]及びクンツ（Josef L. Kunz）[155]、③ローターパクト（Hersch Lauterpacht）[156]の説が挙げられる。

実際には、各国が安保理に説明する際にいずれの学説に依拠したか、又は依拠していないかは明確ではないが、少なくとも外形上は②の他国の防衛説に近似する。また、ICJ はニカラグア事件判決において学説の検討は行っていないものの、他国の防衛説に立ったものと考えられている[157]。

(2) 犠牲国による支援要請

ニカラグア事件判決が支援要請を要件としたことは形式的にすぎるとの批判があるが[158]、支援要請を要件とすることで各国が紛争に恣意的に参加することが防止され、紛争が拡大する危険性が低下するとの評価もある[159]。ただし、要請は真正なものであることが必要である[160]。

先例を見ると、要請そのものの真正性はもと

---

(152) 例えば浅田正彦「国際安全保障法」浅田編著　前掲注(5), p.420; 藤田久一『国連法』東京大学出版会, 1998, pp.295-296.

(153) バウェットの説では、集団的自衛権とは A 国が B 国と C 国双方の保護法益を侵害し、BC 両国が連携して個別的自衛権を行使する場合を指す。この時両国が連携していなければ、B 国と C 国それぞれが個別的自衛権を行使したものとみなされる。Derek W. Bowett, *Self-defence in international law*, Manchester, Eng.: Manchester University Press, 1958, pp.205-207.

(154) ケルゼンによれば、集団的自衛権とは、犠牲国の防衛を援助するために当該国に協力する他国が武力行使する権利である。自然法上の自衛権は、個人又は国家が、現に存在する又は切迫した攻撃から自己を防衛する権利であり、自衛権とはあくまでも攻撃を受けたり、その脅威にさらされたりした個人又は国家の権利であって、他人又は他国の権利ではないと述べる。集団的自衛権とは、集団的な防衛であって集団的な「自己」の防衛ではなく、国連憲章第 51 条が他国を防衛する権利を与えたのならば、「集団的自衛権」という文言は不正確であるという。Hans Kelsen, *The law of the United Nations: a critical analysis of its fundamental problems*, London: Stevens and Sons, 1950, pp.791-792.

(155) クンツによれば、集団的自衛権とは、自己の防衛ではなく他者の防衛である。Josef L. Kunz, “Individual and collective self-defense in article 51 of the Charter of the United Nations,” *American Journal of International Law*, vol.41, 1947, p.875.

(156) ローターパクトによれば、集団的自衛権とは、他国に対して武力攻撃が発生し、当該国の安全と独立が自国の安全と独立にとって死活的（vital）であると考えられるときに自衛権を行使する権利のことである。この権利が確認されていなければ、国連の集団安全保障が機能しない場合に、他国の侵略を意図する国家からの攻撃により犠牲国が滅亡に至ることは実際に認識されており、その意味で集団的自衛権は個別的自衛権の合理的な理解に過ぎないという。Hersch Lauterpacht, *International law, a treatise*, vol.2, 7th ed., London: Longmans, pp.155-156. 日本政府はかねて国際法上の集団的自衛権を「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」と解釈しており（「稲葉誠一衆議院議員提出 「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問主意書に対する答弁書」（昭和 56 年 5 月 29 日内閣衆質 94 第 32 号））、この死活的利益防衛説に近い解釈を行ってきたとされる。浅田　前掲注(152), pp.420-421. 他方、日本政府が、平時において日本の自衛艦と並走中の米艦が攻撃を受けた場合など、集団的自衛権に関連する状況を個別的自衛権に近似・結合して解釈してきた点をとらえて、従来の日本政府の立場を個別的自衛権の共同行使説に比較的近いものとする見解もある。村瀬信也「安全保障に関する国際法と日本法（上）―集団的自衛権及び国際平和活動の文脈で―」『ジュリスト』1349 号, 2008.2.1, p.109. 政府は平成 26 年 7 月 1 日の閣議決定「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」により「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは…（中略）…許容される」として集団的自衛権の行使を限定的に容認した。この考え方は死活的利益防衛説に近いと見ることもできる。なお、同閣議決定における集団的自衛権の解釈については、個別的自衛権共同行使説を援用した上で武力攻撃要件を拡大させたとの批判もある。山形英郎「必要最小限度の限定的な集団的自衛権論」『法律時報』86 巻 10 号, 2014.9, p.69.

(157) 浅田　前掲注(152), p.420.

より、要請を発したのが正統政府であるかという点が問題となる。(a)において、ソ連がハンガリーの正統政府からの要請であると説明したのは実際には対抗政府からの要請であった。(f)においては、チェコスロヴァキアから支援要請があったとするソ連の説明をチェコスロヴァキア政府自身が否定している。(g)においては、安保理開催当時のアフガニスタン政府はソ連が同国を制圧した後に成立した政府であり、事前に要請が存在したか疑わしい。

(3) 集団防衛条約をあらかじめ締結しておくべきか否か

国連憲章第51条に言及した集団防衛条約は冷戦期から広く見られるが、(b)、(c)、(d)、(i)（1983年及び1986年）、(k)、(m)及び(o)については、集団的自衛権の援用国と犠牲国の間に、集団的自衛権の行使について明示的に規定する条約が存在しなかった。今日、集団的自衛権は、集団防衛条約の有無にかかわらず行使できる権利であるとされる[161]。

(4) 国連憲章の非加盟国に対して行使可能か

(d)及び(e)においては、支援の対象となった南アラビア連邦と南ヴェトナムは、いずれも国連憲章の加盟国ではなかったが((e)については、ソ連は南ヴェトナムを独立国家として承認せず、紛争が内戦であるとの立場を取った[162])、集団的自衛権を援用した国々は、慣習国際法上の権利として集団的自衛権を行使し支援できるとした。(g)において、ソ連は集団的自衛権が国連憲章によって創設されたものではない旨主張しており[163]、むしろ(e)における米国やオーストラリアと同様の見解に立った。集団的自衛権がいつの時点で慣習国際法上の権利となったかは明らかではないものの、集団的自衛権が慣習国際法上の権利であるならば、国連憲章に加盟していない国も集団的自衛権行使の主体又は支援対象になるという考え方が成立しうるだろう。

3 武力攻撃の存在や主体に係る論点

(1) 一国による他国への「武力攻撃」

一国の正規軍の使用を伴う軍事行動を契機として集団的自衛権の援用が報告された事例は、(d)、(i)(1983年及び1986年)、(j)、(k)及び(m)である。このうち、一国による他国領への侵攻に対して集団的自衛権が行使された典型例は(k)である。

(i)(1986年）及び(j)における「犠牲国」は隣国との紛争を継続する国家であり、(i)(1981年)及び(m)における「犠牲国」は、内戦が継続する国家である。こうした場合に集団的自衛権の行使を許容すれば第三国の介入を招き、紛争がエスカレートしかねず、国際の平和と安全の維持という国連の主要目的に逆行すると考えられる[164]。

---

(158) このような批判として、Grayはニカラグア事件におけるSchwebel判事とJennings判事の反対意見を挙げる。Gray, *op.cit.*(6), pp.184-185; “Dissenting Opinion of Judge Schwebel,” Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua（Nicaragua v. United States of America）, 1986.6.27, para.191; “Dissenting Opinion of Judge Sir Robert Jennings,” Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua（Nicaragua v. United States of America）, 1986.6.27, pp.544-545.

(159) Constantinou, *op.cit.*(6), pp.180-181.

(160) 中谷　前掲注(1), p.44.

(161) 逆に、外部からの武力攻撃の発生を問わず、軍事支援を約した条約があらかじめ締結されていて、一方の正統政府の承認又は要請の下で他方が派兵しても、あえて集団的自衛権が援用されない場合もありうる。Patrick Daillier et al., *Droit International Public*, 8e ed., Paris: L.G.D.J., 2009, p.1047.

(162) *UNDoc*.S/6178

(163) アントニオ・カッセーゼ「第51条」ジャンピエール・コット, アラン・プレ編（中原喜一郎・斎藤恵彦監訳）『コマンテール国際連合憲章―国際連合憲章逐条解説―（上）』東京書籍，1993，pp.956-957（原書名：Jean-Pierre Cot et Alain Pellet, *La Charte des Nations Unies, Commentaire article par article*, 2e èdition, 1991.）

(h)におけるキューバの報告は、自国軍のアンゴラ駐留を継続する根拠を説明する必要から行ったもので、報告の直接的なきっかけはアンゴラに対する南アフリカの軍事行動ではないと考えられる。

(a)や(f)は、そもそも武力攻撃が存在していないと考えられ[165]、集団的自衛権の「濫用」とする見解もある[166]。これらの事例は、安保理等において違法な武力行使として非難された。違法な武力行使であれば、そもそも集団的自衛権の行使として正当化されないと見るべきであり、集団的自衛権の「濫用」と称するのは妥当ではないであろう。

(2) 非国家主体による「武力攻撃」と特定国家への帰属

(1)に挙げた例とは異なり、反政府勢力、民族解放団体、テロ組織といった非国家主体による行為を契機として、集団的自衛権の援用が報告された事例と考えられるのは、(b)、(c)、(e)、(l)、(n)及び(o)[167]である。

ICJは1986年のニカラグア事件判決において、非国家主体が担い手となる攻撃が自衛権行使要件である「武力攻撃」に該当するかどうかにあたって①国家の非国家主体への関与の程度と②非国家主体による行為の重大性という二つの基準を用いた。すなわち、侵略の定義（1974年採択国連総会決議第3314号）第3条gに相当する重大性を有する武力行為を行う武装集団の派遣又は当該行為に対する国の実質的関与は、「武力攻撃」を構成する[168]。他方、友好関係原則宣言（1970年採択国連総会決議第2625号）に定めるように、国家が武力行使又は武力による威嚇を実行する武装集団を組織・黙認することは、「最も重大な形態に至らない武力行使」を構成するとされた[169]。

ニカラグア事件判決以前の事例だが、(b)及び(c)については、少なくとも②の観点から武力攻撃が存在したとは言い難く、(e)及び(l)については、支援国又は犠牲国の説明が真正である限り①及び②の双方を満たすと考えられよう（いつの時点から武力攻撃が存在したかという点については、なお判断を要する）。

(n)については、②については概ね「武力攻撃」並みと理解されているものの、タリバン政権がアルカイダを派遣したのか、それとも組織・黙認したにとどまるのか判然としないため、①を満たさない可能性がある[170]。

ニカラグア事件判決は、基本的に、非国家主体の行為が国家に帰属するか否かを軸として「武力攻撃」に該当するか否かを判断している。これに対して、非国家主体の行為そのものが武力攻撃に該当しうるという見解もある[171]。慣習国際法上の自衛権が国連憲章第2条第4項によって制限されないと考え、自衛権行使が許容されるのは第51条に規定する武力攻撃が発生した場合に限定されないとして[172]、いずれかの説明により国家による武力攻撃以外の侵害に対しても自衛権を行使することは排除されないとするのである。

---

(164) Pierluigi Lamberti Zanardi, “Indirect military aggression,” Antonio Cassese, ed., *The current legal regulation of the use of force*, Dordrecht, The Netherlands; Boston; Hingham, MA, USA: Martinus Nijhoff, 1986, p.116.

(165) Daillier et al., *op.cit.*(161)

(166) 山本草二『国際法　新版補訂』有斐閣, 2003, pp.737-738.

(167) 中谷和弘東京大学大学院教授によれば、「イスラム国」は国際法上の国家の要件を満たさないので非国家主体とみなすのが妥当であるという（2015年1月26日筆者聞き取り）。

(168) *op.cit.*(2), paras.191, 195; 宮内靖彦「自衛の発動要件にとっての非国家的行為体の意味―国際判例の観点からの分析―」村瀬信也編『自衛権の現代的展開』東信堂, 2007, p.138. なお、ICJはこの基準を2005年のコンゴ・ウガンダ事件判決においても採用した。同, p.147.

(169) *ibid.*, para.191.

(170) 浅田　前掲注(122), pp.37-38.

(171) Noam Lubell, *Extraterritorial use of force against non-state actors*, New York: Oxford University Press, 2010, p.31.

（n）は、非国家主体による行為がそれ以前のテロ攻撃と比較して相当重大であり[173]、非国家主体の行為に対して犠牲国又はその支援国が個別的及び集団的自衛権を行使することについて国際社会が肯定的反応を示した例である[174]。

（o）は、非国家主体が特定の国家に直接に帰属していない。武力攻撃以外の侵害に対しても自衛権行使を認める前述の見解に立脚すれば、ある非国家主体が所在する領域国が当該主体やその行為を取り締まる意思や能力を有しない（unwilling or unable）場合には、保護法益を侵害された国は自衛権の行使として領域国において武力を行使し侵害を排除できることになる。したがって、シリアにおける米国の武力行使は、シリア領域内に所在する武装集団から侵害を受けるイラクが個別的自衛権を行使し、そのイラクに対して米国が集団的自衛権を行使すると解される[175]。

ただし、（o）については、自衛権とは異なる正当化事由が考えられる。まず、イラクにおける米国の武力行使は、イラクによる明示的な同意が前提となっており、違法性が阻却されうる（国家責任条文第 20 条）[176]。慣習国際法上、国家は領域について管理責任を負い[177]、国家は他国を標的としたテロ活動やテロ行為の生起を防止する義務を負っているが[178]、イラクが領域内のテロ活動を抑止する十分な警察力を有しないために他国に支援を要請したと見ることもできよう。換言すれば、イラクの警察権を補充するものという性質を持っていると言えるかも

---

(172) Ruys は、この見解に立つ論者として D. W. Bowett, J. E. S. Fawcett, M. S. McDougal, J. N. Moore, S. M. Schwebel, C. H. M. Waldock を挙げる。これに対して慣習国際法上の自衛権が国連憲章第 2 条第 4 項によって制限されると考え、自衛権行使が許容されるのは第 51 条に規定する武力攻撃が発生した場合に限定されるとする論者として、R. Ago, I. Brownlie, A. Constantinou, Y. Dinstein, T. Gazzini, C. Gray, A. Randelzholfer, A. Cassese を挙げる。Tom Ruys, *"Armed attack" and Article 51 of the UN Charter: evolutions in customary law and practice*, New York: Cambridge University Press, 2010, pp.9-10. ただし、Dinstein は武力攻撃に至らない武力行使に対して自衛権の行使は認められないとしながらも、武力攻撃に至らない武力行使に対してその場限りの対応（on-the-spot reaction）として反撃可能であるという見解を示している。Yoram Dinstein, *War, aggression, and self-defence*, 5th ed, Cambridge: Cambridge University Press, 2012, pp.242-244. また、国連憲章の制定の「後に生じた慣行」（条約法条約第 31 条第 3 項 b）として、自衛権の保護法益や自衛権行使の対象が拡大したと解することもできよう。Albrecht Randelzhofer and Georg Nolte, "Article 51," Bruno Simma et al., eds., *The Charter of the United Nations: a commentary*, 3rd ed., Oxford; New York: Oxford University Press, 2012, p.1404; Tarcisio Gazzini, *The changing rules on the use of force in international law*, Manchester: Manchester University Press, 2006, p.131. 議論としては結局のところ、「武力攻撃」の主体や態様の定義の問題に帰着しつつあるようにも見える。

(173) Carsten Stahn, ""Nicaragua is dead, long live Nicaragua": the right to self-defence under art. 51 UN Charter and International Terrorism," Christian Walter et al., eds., *Terrorism as a challenge for national and international law: security versus liberty?* Berlin; Tokio: Springer, 2004, p.835.

(174) 浅田　前掲注(122), p.35.

(175) この議論としては、Ashley S. Deeks, "Unwilling or Unable: toward a normative framework for extraterritorial self-defense," *Virginia Journal of International Law*, 52（3）, 2012, pp.483-550. 中谷教授によれば、Deeks が先例として挙げる武力行使の多くは一般には国際法上疑義ありと解されてきたものであると言い、崩壊国家の場合は同説に基づく正当化の可能性はあるかもしれないが、そうでない場合には要件の一層の厳格化が必要であろうという（2015 年 1 月 26 日筆者聞き取り）。

(176) 国家責任条文とは、国連国際法委員会によって起草され、2001 年に採択された国連総会決議第 56/83 添付文書である。国家責任条文は条約ではないものの第 20 条は慣習国際法を成文化したものと解されている。Affef Ben Mansour, "Circumstances precluding wrongfulness in the ILC Articles on state responsibility," James Crawford et al., eds., *The law of international responsibility*, New York: Oxford University Press, 2010, p.439.

(177) 国家はその領域に対して排他的な領域主権を持つとともに、その領域内で行われた活動が他国の国際法上の権利を害しないよう保護する義務を負う。山本草二『国際法における危険責任主義』東京大学出版会, 1982, p.105.

(178) Claudio Cocuzza, "State involvement in terrorist activities and economic sanctions: the Libyan case," *Italian Yearbook of International Law*, vol.7, 1986-1987, p.197.

しれない。同様の性質は、(b)や(c)にも認められるが、(o)と同様に考えるならば、武力行使の違法性阻却事由は、集団的自衛権ではなく領域国の明示的な同意に基礎付けられるべきであったかもしれない。シリアにおける米国の武力行使については、シリアは黙認したにとどまり有効な合意を与えたとはされない[179]。

(o)について、当事国はいずれも援用してはいないが、「人道的干渉」と見ることはできるであろうか。人道的干渉は、大量虐殺をはじめとする最も重大な人権侵害が一国内で発生した場合に、当該国の国民の救済を目的に他国が武力行使することをいい[180]、国連憲章は明示的な規定を持たないものの、安保理決議の授権[181]又は各国の判断に基づき、人道的干渉として武力行使がなされてきたとされる[182]。シリアにおける武力行使は、ISILによる攻撃によって重大な人権侵害が発生しているという点で、人道的干渉によって正当化される余地はあろう。しかし、非国家主体による人権侵害に対しても人道的干渉が可能か[183]、人道的干渉は慣習国際法上の権利として確立されたか[184]、といった問題が残る。

4　国連の制度との関係

(1)　安保理への報告手続

安保理への報告義務は、慣習国際法上の要件ではないものの、国連憲章第51条に規定された手続的要件であり、ある武力行使が、当該義務の不履行によって集団的自衛権の性質を失うというものではない[185]。しかし、報告の不存在は当該国家が自衛権の行使として行動していないとの疑いを持たせうる[186]。憲章第51条は、安保理への報告の形式や文言について規定していないが、先例に沿ってまとめると次のようになる。

・支援国の政府が安保理議長に対して書簡を送付：(d)、(e)(米国及びニュージーランド)、(f)、(h)、(i)(1981年)、(k)、(m)、(n)、(o)

・安保理会合において支援国の政府代表が口頭で発言：(a)、(b)、(c)、(g)、(i)(1983年及び1986年)、(j)

・国連事務総長に対して書簡を送付、書簡において安保理文書とする旨要請：(e)(オーストラリア)、(l)

これらの形式について安保理で直接問題にされたことはなく、いずれの形式であれ効果には差がないといえよう。報告時の文言は一様ではなく、明確に「集団的自衛権」という表現を用いているとは限らない[187]。

(2)　国連の集団安全保障との関係

集団安全保障は、国際平和を保障する方式の一つであり、各国があらかじめ武力行使禁止の取極を結び、侵略等によりこれが破られた場合には、他のすべての国が犠牲国を支援し、一致団結して違反国に制裁を課して侵略等を排除するというも

(179)　合意は、明確に示されたものに限り有効とみなされる。黙諾は、有効な合意とはみなされない。Mansour, *op.cit.*(176), pp.441-442.

(180)　Thomas M. Franck, "Interpretation and change in the law of humanitarian intervention," J. L. Holzgrefe and Robert O. Keohane, eds., *Humanitarian intervention: ethical, legal and political dilemmas*, Cambridge: Cambridge University Press, 2003, p.216.

(181)　具体例については以下を参照のこと。樋山千冬「冷戦後の国連安保理決議に基づく「多国籍軍」」『レファレンス』626号, 2003.3. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999997_po_062603.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

(182)　Franck, *op.cit.*(180)

(183)　Louise Arimatsu and Michael N. Schmitt, "Attacking "Islamic State" and the Khorasan Group: surveying the international law landscape," *Columbia Journal of Transnational Law*, 53(1), 2014.11, p.27.

(184)　Olivier Corten, Christopher Sutcliffe trans., *The law against war: the prohibition on the use of force in contemporary international law*, Oxford; Portland, Or.: Hart, 2012, p.549（原書名：Le droit contre la guerre, 2008.）

(185)　こうした主張として、ニカラグア事件判決におけるSchwebel判事の反対意見があり、中谷は同意見を妥当であるとしている。中谷　前掲注(1), p.45, 脚注(39) ; "Dissenting Opinion of Judge Schwebel,", *op.cit.*(158), para.230.

(186)　*op.cit.*(2), para.200.

のである[188]。国連はこの枠組みに立脚し、武力行使を禁止し（憲章第2条第4項）、経済制裁をはじめとする非軍事的強制措置（第41条）と軍事的強制措置（第42～47条）を備えている。

非軍事的強制措置は、(k)、(n)及び(o)において発動されている。軍事的強制措置について、国連憲章第43条は、加盟国が円滑に兵力を提供するため事前に国連と加盟国との間で特別協定を締結することとしたが、これまでに特別協定は締結されていない[189]。しかし冷戦後、(k)に見られるように、武力行使を授権する安保理決議に基づき、有志国による多国籍軍が編成されるようになり、後に生じた慣行として第42条に基づく軍事的強制措置であると解されている[190]。

(k)の安保理決議第661号のように、安保理が決議を採択してもそれが停戦を求めるものではない場合には、自衛権の行使は継続すると考えられている[191]。さらに、安保理が軍事的措置を執った場合には、個別的又は集団的自衛の措置は集団安全保障の措置に「吸収」されるといわれる[192]。

おわりに

集団的自衛権は、国連憲章第51条に規定された権利であるとともに、現在では慣習国際法上の権利でもあるとされる。集団的自衛権の行使要件は次のように言えよう。武力攻撃の存在と武力攻撃の犠牲国による個別的自衛権の行使、武力攻撃を受けた旨の犠牲国による宣言、犠牲国による要請である。個別的自衛権と同様に必要性及び均衡性の要件に服する。犠牲国の要請は、あらかじめ支援を約した集団防衛条約の締結を必ずしも要せず、武力攻撃が発生した後に正統政府による真正な要請がなされればよいと解される。集団的自衛権の行使要件である「武力攻撃」は、必ずしも一国の正規軍による他国への攻撃に限られない。武装集団・テロ組織等の非国家主体による攻撃が「武力攻撃」に相当するとされ、集団的自衛権行使の対象となったことがある。

国連憲章第51条は、集団的自衛権の行使にあたって執った措置について安全保障理事会への報告を義務付けている。報告の形式には定めがなく多様な方法が用いらてきたが、近年では安保理議長宛てに書簡を送付する形式が増加してきている。国連憲章第7章に基づく非軍事的強制措置（武力行使を伴わない集団安全保障措置）の実施と集団的自衛権の行使は併存しうる。

本稿の執筆にあたっては中谷和弘東京大学大学院教授に貴重なご助言を頂いた。この場を借りて深くお礼申し上げる。

（しもなか　なつこ）
（ひやま　ちふゆ）

(187) Grayは、集団的自衛権が明確に援用されるようになったのは1986年のニカラグア事件判決以降のことであるとしている。Gray, *op.cit.*(6), p.189. 日本政府の答弁書（平成26年4月18日内閣参質186第67号）においては、チャド内戦に関連する集団的自衛権行使の報告年として1986年のみが挙げられているが、安保理での説明から、1981年にリビアが、1983年にフランス及び米国が、それぞれチャドを支援するために集団的自衛権を援用したと考えることもできる。

(188) 酒井　前掲注(147), p.517; 浅田正彦「勢力均衡と集団安全保障」西井正弘編『図説国際法』有斐閣, 1998, p.254.

(189) 特別協定が締結されない背景として、自国軍隊を義務として提供し他者の手に委ねることに対する加盟国の懸念がある。なお、朝鮮動乱時に派遣された国連軍は、中国代表権問題によりソ連が安保理を欠席する中、安保理の勧告によって派遣が決定された。朝鮮国連軍は米軍など特定の国々によって構成され、その指揮権は派遣国に委ねられたことから、第43条以下が想定した国連軍とは性質を異にする。酒井　同上, pp.520-521.

(190) 同上, p.525.

(191) Erika de Wet, *The chapter VII powers of the United Nations Security Council*, Oxford; Portland, Or.: Hart, 2004, p.263.

(192) 浅田　前掲注(152), p.419.